11 月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を 11 月 10 日(月)に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是 正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方から の労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

【取組概要】

- 1 国民への周知・啓発
- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催 11月10日(月)13:30~16:30(参加受付 ※参加無料)

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_kanagawa.html

- ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
- 2 過重労働解消キャンペーン (詳細は下記の特設ページを参照ください)
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.
- **過重労働相談受付集中期間 11月4日**(火)から11月7日(金)まで 神奈川労働局・最寄りの労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)
- 過重労働解消相談ダイヤル <u>11月1日(土) 9:00~17:00</u>電話番号: 0120-794-713 (フリーダイヤル)

上記期間中は体制を強化し、労働基準監督官が相談に対応します。

- ※集中期間以外も平日 8:30~17:15 の開庁時間で労働相談に対応しております。
- **労働条件相談ほっとライン**【委託事業】※<u>集中期間以外も通年で実施しています。</u>

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

電話番号:0120-811-610 (フリーダイヤル)

SNS (LINE) 相談: https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/line_soudan/

労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

(相談受付時間:月~金17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00)

○ 過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10 月 \sim 1月にオンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/